

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年5月1日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県生活保護受給者健康管理支援事業委託業務

(2) 業務内容

多くの健康上の課題を抱えているにも関わらず、健康に向けた諸活動が低調な生活保護受給者に対し、医療と生活の両面から健康管理についての支援を行うことで、生活保護受給者の健康や生活の質の向上を目指すとともに、医療扶助の適正化にもつなげるところを目的として「静岡県生活保護受給者健康管理支援事業」を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和3年2月26日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、6,264,000円（消費税等を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号 054-221-3501 FAX番号 054-221-3279

(2) 実施要綱、仕様書及び審査要領の配布

ア 交付日時 令和2年4月14日(火)から同年4月30日(木)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)の

午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

(3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は実施要綱による。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出期限 令和2年4月30日(木)正午までに郵送又は持参(必着)

(4) 提出書類による企画提案の説明

ア 日 時 令和2年6月2日(火)の指定した時間

イ 場 所 静岡県庁別館2階第3会議室B

7 その他

(1) 詳細は実施要綱、仕様書及び審査要領による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。